

6月は 「児童手当現況届」 提出月です

この届は、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかの確認をするためのものです。現況届の提出がないと、6月からの手当が受けられなくなりしますので、ご注意ください。

提出書類は各家庭にお届けします。今年度は、新型コロナウイルス感染症の予防対策のため、郵送での届出もお受けします。要領をよく読み、6月30日（火）までに提出してください。

☎ 住民課

☎ 0859・54・5210

6月は 「環境月間」です

6月5日の「環境の日」を含む6月は、「環境月間」として全国でさまざまな取り組みが行われています。

・ごみのポイ捨てや不法投棄は犯罪です。

・野焼きは原則禁止です

皆さんが気持ちよく生活するための環境づくりに、ご協力をお願いします。

子育て世帯への 臨時特別給付金

子育て世帯への生活を支援するため、一時金を支給します。給付金対象の方へは、5月中旬にお知らせをお送りしていますが、申請の必要はありません。

【支給対象者】

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している方（拒否届出書を提出された方を除く）

【支給時期】

6月5日（金）
児童手当の支給日と同日です。

【振込口座】

児童手当の登録銀行口座等へ振込みます

※公務員の方は、申請が必要です。所属庁からのお知らせをご確認ください。

☎ 住民課

☎ 0859・54・5210

大山恵みの里だより vol.141

問い合わせ先
大山恵みの里公社
☎0859-54-6600

★大山恵みの里に農産品を 出荷しませんか？

大山恵みの里公社では、農産品を出荷いただける会員を随時募集しています。

主な販路としては、次の4種類があり、生産量や出荷可能頻度等にに応じて出荷先を選んでいただけます。

①「道の駅」「みくりや市」の店舗での陳列販売

「販売できる野菜があるとき、少量からでも自由に出荷できます」

②米子・岡山のスーパーへの出荷（委託販売）

「販売できる野菜があるとき、少量からでも自由に出荷できます」

③学校・保育所・施設給食への食材出荷

「公社からの注文に応じて出荷。一定以上の量が必要」

④インターネット通販や、ふるさと納税返礼品の野菜セット向けの出荷

「公社からの注文に応じて出荷。1日5〜10個の同一野菜を月曜から金曜まで毎日出荷」

出荷会員は「大山町在住者 または大山町内で事業を行っている方」が対象で、農産品は大山町内で収穫されたものに限ります。

また、青果に限らず、加工食品や手工芸品なども販売できます。

会員登録方法や出荷方法、手数料など、詳しく内容を聞いてみたいという方は、どうぞお気軽にお問合せ下さい。

○大山恵みの里公社本部

☎ 0859・54・6600

○道の駅大山恵みの里

☎ 0859・54・6030



▲スーパーの大山恵みの里コーナー